

単位会変更登録申請及び入会手続

- 1 変更登録申請書 2部 1部はコピーでかまいませんが職印を押してください
都道府県名から略記せずに正しく書いてください。「同上」「〃」は使用しないで下さい。
- 2 住民票の写し(原本) 2枚 本籍地の記載のあるもの・1枚はコピーでかまいません
- 3 履歴書 2部 1部はコピーでかまいませんが職印を押してください
- 4 顔写真 5枚 縦3cm×横2.5cm
- 5 変更登録手数料 5,000円
- 6 入会届 1部
- 7 入会金 50,000円
- 8 事務所の所在確認のために必要な書面(1部ご用意ください)

(注1) 事務所の所在確認のために必要な書面

事務所の所有権・形態		※事務所の使用権を証する書面(注2)	事務所の説明		事務所の外観及び内部を示す写真(注6)
			位置図	平面図(注5)	
自宅を事務所とする場合 (事務所所在地が住民票住所地の場合)		A	○	○	○
自宅以外の独立事務所の場合	事務所とする建物が自己所有の場合	B	○	○	○
	申請者本人名義の賃貸借契約(又は使用貸借契約)の場合	B・C	○	○	○
	申請者本人以外の名義の賃貸借契約の場合	B・D・E	○	○	○
共同・合同事務所の場合(注3)	事務所とする建物が自己所有の場合	B・F	○	○	○
	申請者本人名義の賃貸借契約の場合	B・C・F	○	○	○
	申請者本人以外の名義の賃貸借契約の場合	B・D・E・F	○	○	○
法人内事務所の場合(注4)	事務所とする建物が自己所有の場合	B	○	○	○
	申請者本人名義の賃貸借契約の場合	B・C	○	○	○
	申請者本人以外の名義の賃貸借契約の場合	B・D・E	○	○	○
行政書士法人の社員である場合		G	○		
行政書士又は行政書士法人の使用人である場合		H	○		

(注2)

- A 住民票の写しの原本
- B 建物登記簿謄本又は家屋課税台帳登録事項証明書(建物所有者の住所、氏名の記載のあるもの)
- C 建物所有者と申請者の間で取り交わされた「賃貸借契約書」の写し(使用貸借の場合は「使用承諾書」)**【原本確認を要する。】**
- D 賃借人と申請者の間で取り交わされた「転貸借契約書」の写し**【原本確認を要する。】**、又は「使用承諾書」
- E 賃借人が申請者に転貸することについての建物所有者の「使用承諾書」
- F 共同・合同事務所届出書 **※2通ご用意ください。**
- G 定款の写し **※2通ご用意ください。**
- H 雇用契約書の写し**【原本確認を要する。】** **※2通ご用意ください。**

(注3)

共同事務所とは、他の行政書士または行政書士法人と同じ部屋に事務所を設置した場合を指す。

合同事務所とは、他士業者または他士業法人と同じ部屋に事務所を設置した場合を指す。

(注4)

他士業法人内に事務所を設ける場合は共同・合同事務所として取扱います。

(注5)

- ① 事務所の設備(机・書庫など)の配置が分かるものをご提出願います。(行政書士事務所設置指導基準参照)
- ② 自宅事務所の場合は事務所として使用するスペースを明らかにしたものをご提出願います。
- ③ 共同・合同事務所の場合は他の行政書士及び他士業者と執務スペースを明確に区切る必要がございます。よって執務スペースの明確な区切りがなされていることがわかり、事務所内における申請者の位置が確認できるものをご提出願います。
- ④ 法人内事務所の場合は当該申請者が行う行政書士業務がその法人等の支配に服さず、かつ一般の利用者を拒むことがなく、事務所機能を確保する必要がございます。よって行政書士事務所の位置、区画等を明確にし、行政書士事務所としての独立性が確保されていることを示したものをご提出願います。

(注6)

- ① 建物の全景、事務所の入り口(表札の掲示が確認できるもの)、郵便受けの設置状況が確認できるもの
事務所の内部(事務所内の設備・全体が分かるもの)を撮影したものをご提出願います。
- ② 共同・合同事務所及び法人内事務所の場合は申請者の行政書士事務所とそれ以外のスペースが区別されていることがわかるものをご提出願います。

その他留意事項

- ① 事務所とする建物に共有者がいる場合は共有者の使用承諾書もご提出下さい。
- ② 賃貸借契約が住居使用目的で締結されている場合は特約事項として行政書士事務所による使用を認める旨の文言を付加していただくか、建物所有者との間で取り交わされた行政書士事務所により使用することの「使用承諾書」をご提出願います。
- ③ 賃貸借契約の賃借人の名義が建物所有者以外の場合は建物所有者との間で取り交わされた行政書士事務所として使用することの「使用承諾書」もご提出ください。
- ④ レンタルオフィスを事務所とする場合は形態によって行政書士事務所として適当でない場合がございますので、ご不明な点がございましたら事務局へお問い合わせ下さい。

※ 令和元年5月10日改訂